

昭和町地下水採取の適正化に関する条例（平成18年12月13日条例第28号）

最終改正：平成27年3月25日条例第5号

改正内容：平成27年3月25日条例第5号

○昭和町地下水採取の適正化に関する条例

平成18年12月13日条例第28号

改正

平成25年12月20日条例第23号

平成27年3月25日条例第5号

昭和町地下水採取の適正化に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地下水が現在及び将来の町民生活に欠くことのできない貴重な資源であり、その賦存量に限りがある資源であることにかんがみ、地下水採取の適正化を図ることにより地下水資源を保護し、あわせて大量採取による地盤沈下を未然に防止し、もって町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）地下水 井戸により採取するすべての地下水資源をいう。

（2）井戸 地下水を採取するための施設又は自噴井施設であって、公用又は公共用以外のものをいう。

（3）井戸設置者 町内で井戸を設置し地下水の採取を行っている者で第6条の規定により許可を受けたもの並びに第9条及び第10条の規定により届出をしたものをいう。

（井戸設置者の責務）

第3条 井戸設置者は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保護と採取量の適正化に努めなければならない。

2 井戸設置者が自噴井施設により地下水を採取する場合にあっては、地下水枯渇の一因が自噴井施設による大量採取にあることを認識し、不使用時の流出防止策を積極的に進めなければならない。

3 井戸設置者は、昭和町地域防災計画に基づき、災害時の飲料水の確保に協力する等町の施策に協力しなければならない。

（町の責務）

第4条 町長は、地下水に関し必要な調査を行い、審議会（昭和町環境審議会条例（平成15年昭和町条例第19号）に規定する環境審議会。以下同じ。）の意見を聞いて地下水利用計画を定めるものとする。

2 町長は、地下水利用計画に基づき、地下水保護のための施策を実施するとともに、自ら地下水を利用する場合には、率先してその適正化に努めなければならない。

（設置許可又は変更の申請）

第5条 他の法令等に特別の定めがある場合を除き、町内において1日につき10立方メートル以上の地下水を採取するための井戸を設置しようとする者又は利用状態を変更しようとする井戸設置者（以下「申請者」という。）は、工事施工前30日までに井戸ごとのストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口の断面積等を適切に定めて町長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた申請者が申請以外の利用目的で地下水の利用をする場合は、改めて町長に申請し許可を受けなければならない。

（許可決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、別に定める基準により許可又は不許可を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の基準による審査に当たり必要があると認めた場合は、審議会の意見を聞くことができる。

3 町長は、第1項の規定による許可の決定に当たり、必要な条件を付することができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

（協定書の締結）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による許可の決定を受けたときは、町長との協定を締結しなければならない。

（工事完成の届出）

第8条 第6条第1項の規定による許可の決定を受けた者及び次条による届出を行った者は、当該許可及び当該届出に係る工事が完成したときは、15日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出がされた場合は、遅滞なく検査を実施するものとする。

(地下水採取の届出)

第9条 町内で1日につき10立方メートル未満の地下水を採取するための井戸を設置しようとする者は、あらかじめストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口（口径25mm以内）の断面積等の事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出者が届出以外の利用目的で地下水の利用をする場合は、改めて町長に変更の届出書を提出しなければならない。

(使用者変更等の届出)

第10条 井戸設置者は、許可を受けた井戸につき使用する者に変更があったときは、その変更のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第11条 井戸設置者は、許可を受けた井戸を撤去したときは、その撤去した日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第12条 井戸設置者が受けた許可につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該許可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた井戸を廃止したとき。

(2) 許可を受けた後6箇月を経ても着工しないとき。

2 井戸設置者は、前項に該当する日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。同項第1号により廃止したときは、原状に回復しなければならない。

(許可の取消)

第13条 町長は、申請者が偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき、町長が定める基準に違反したとき、又は着工して1年を経過しても井戸が完成しないときは、当該許可を取り消すことができる。

(地下水採取量等の報告)

第14条 井戸設置者は、別に定める基準により地下水の採取量及び水位を測定し、及び記録し、その結果を町長に報告しなければならない。

(緊急時の処置等)

第15条 町長は、地下水の異常湧水、地盤沈下等の緊急の場合において、地下水の制限等の必要が生じたときは、井戸設置者と協議し、期間を定めて井戸の一時停止又は採取量の上限を定めて取水制限を命ずることができる。

(資料の提出及び立入調査)

第16条 町長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、井戸設置者から井戸に関する資料を提出させ、又は必要な限度において町長が指定する職員（以下「指定職員」という。）に当該土地に立ち入らせ、井戸に関する調査を行わせることができる。

2 町長は、指定職員を当該土地に立ち入らせようとするときは、事前に要旨、日時等を土地の占有者に通知しなければならない。

3 指定職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導又は勧告)

第17条 町長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、井戸設置者に対して指導又は勧告を行うことができる。

2 町長は、第5条の規定による申請及び第7条の規定による協定の締結なしに地下水を採取するための井戸を設置した者又は利用状態を変更した井戸設置者については、直ちにその行為を停止し、原状に復旧させる等必要な措置を取よう命ずることができる。

(過料)

第18条 次の各号の規定に違反した者は、地下水の採取を禁止し、当該各号に掲げる過料を科する。

(1) 第16条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、1万円以下の過料を科する。

(2) 前条の指導又は勧告に従わなかった者は、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、町長と地下水採取に関する協定が締結されている井戸については、第6条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

附則（平成25年12月20日条例第23号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附則（平成27年3月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。